【様式３】

規制の事後評価書

法　令　の　名　称：特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律
規　制　の　名　称：我が国における処理技術・能力を考慮できるようにするための「特定有害廃棄物等」の範囲の見直し
規制導入時の区分：□新設　■拡充　□緩和　□廃止
担　当　部　局：環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室、経済産業省 GX グループ資源循環経済課
評価実施時期：令和８年２月

１　事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）の規制対象となる「特定有害廃棄物等」に係る第２条第１項第１号イに基づき定める省令において、再生利用等目的での輸入に係る特定有害廃棄物等については、OECD 理事会決定ルールと同様の基準で、緑級規制対象物を特定有害廃棄物等の範囲に含めないものとする。

＜今後の対応＞

■そのまま継続　□拡充して継続　□緩和して継続　□廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

■おおむね想定どおり
□想定を下回るが、対応の変更は不要
□想定を下回り、対応の変更が必要

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

■おおむね想定どおり
□想定を上回るが、対応の変更は不要
□想定を上回り、対応の変更が必要

＜行政費用の概況＞

■おおむね想定どおり
□想定を上回るが、対応の変更は不要
□想定を上回り、対応の変更が必要

2　事前評価時の予測との比較

＜効果（課題の解消・予防）＞

		算出方法と数値
①　輸入承認申請及び輸入移動書類の交付申請に係る手続に要していた作業負担の軽減及び待ち時間の短縮	事前評価時	1 件あたり 180 日間程度の短縮効果
	事後評価時	再生利用等目的での輸入に係る特定有害廃棄物等については、緑級規制対象物を特定有害廃棄物等の範囲に含めないものとする事に伴い、輸入承認申請に係る通常発生する審査等の確認作業が省略され、同時に環境省及び経済産業省における審査期間及び輸入移動書類の交付に要する期間が短縮され、1 件あたり 180 日間程度の短縮効果が見られた。

＜負担＞

■遵守費用（新設・拡充のみ）

・当該改正に伴う遵守費用は特段発生していない。

■行政費用

		算出方法と数値
①　当該改正に関する関係業界への周知のための費用	事前評価時	当該改正について関係業界に周知する必要が発生。
	事後評価時	H30 年度バーゼル法等説明会開催費用 330 万円程度。

■その他の負担

・特段発生していない。

3　考察

- 我が国の事業者は充分な非鉄金属二次資源の処理余力を有しているものの、OECD 非加盟国との取引において、欧州連合の事業者と比べて相対的に高い手続負担を要している状態にあり、我が国の非鉄金属製造業界からは、輸入手続の緩和要望が寄せられていた。OECD 非加盟国では有害廃棄物の環境上適正な処理が可能な施設が多くはない状況を踏まえ、当該改正により、再生利用等目的の緑級規制対象物の輸入を促進することで、国内処理施設での二次資源の処理を積極的に進め、世界全体の環境負荷の低減にも貢献することを目的としていた。
- 当初の目的通り、輸入承認申請及び輸入移動書類の交付申請に係る手続に要していた作業負担の軽減及び待ち時間の短縮が達成され、行政の作業負担のみならず、事業者の負担も大幅に削減した。
- 概ね当初想定していた通りの効果を確認できたため、今後の対応としては当該改正内容を継続することとしたい。今後も、資源制約を克服するため、レアメタル等の重要物資を資源循環により戦略的に確保することが不可欠であり、主に廃基板類を含む電子スクラップのリサイクルの処理量を増加させるためにも、当該改正により、廃基板類を含む再生利用等目的の特定有害廃棄物等の輸入については、OECD 理事会決定ルールと同様の基準で、緑級規制対象物を特定有害廃棄物等の範囲に含めず、輸入の円滑化・迅速化を図

ることが必要である。